



日田市監査委員告示第 13 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象 : 税務課

令和6年11月11日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 梅原 竜也

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

令和 6 年度 定期 監査 結果 報告 書

- 1 監査の対象 税務課
- 2 監査の期間 令和 6 年 10 月 2 日から令和 6 年 11 月 6 日まで
- 3 監査の場所 監査委員事務局

4 監査の着眼点

令和 6 年度監査等業務実施要綱第 3 条の規定により、令和 5 年度における税務課の財務に関する事務が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

5 監査の実施内容

日田市監査基準に準拠し、令和 5 年度に執行された財務事務を主に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当者からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

6 監査の結果

監査の結果については、全般的に見て概ね良好に処理されているが、一部事務処理について適正を欠く事項が見受けられたので、後述する事項について早急に検討され、その具体的結果を令和 6 年 11 月 26 日（火）までに改善の証拠書類等を添えて文書により報告されたい。また、口頭で指摘した事項についても検討・改善を図られたい。

なお、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

[指摘事項]

①固定資産税の不均一課税について

固定資産税の不均一課税については、日田市税特別措置条例の規定により、「規定の適用を受ける年度の賦課期日の属する年の 1 月 31 日までに、別に定める様式による申請書を市長に提出しなければならない。」とされている。

関係書類を確認したところ、A 社から市税不均一課税申請書が令和 5 年 9 月 27 日に提出されており、本来であれば、不均一課税の対象とならない令和 5 年度の税額から遡及して適用されていた。

市税の賦課については、公平・公正に行うべきであることから、条例等に則った課税事務を行われたい。